平成２１年（フ）第２１１号
愛媛県四国中央市土居町津根3763番地、住民票上の住所愛媛県松山市石手５丁目１番７号サントノーレ石手102号
債務者　森本　雅志
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２０年（フ）第７０５号
高知県土佐郡大川村小松42番地６、申立時の住所高知県高知市高須１丁目14番18号　ロイヤル高須Ⅱ―108
債務者　中村　利之
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９１２号
高知市上本宮町138番地35
債務者　山本久仁子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２８号
高知県須崎市山手町５番５号
債務者　岡村　秀生
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１２９号
高知県須崎市上分甲417番地２、前住所神奈川県川崎市川崎区小田２丁目９番７号
債務者　山下　国己
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第４３４号
大分市大字寒田1151番地の43　コーポちはや107
債務者　中野　茂樹
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６８９号
大分市大字市473番地の２
債務者　畷野志津雄
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３８１号
宮崎県西都市小野崎１丁目102番地　タイムズスクエア203号
債務者　福重　政義
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５３号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1429番地　ジャイアンツハイツ細川Ａ106号室
債務者　黒木　博美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９号
宮崎県日南市大字下方2104番地12　エイワンコーポ202号
債務者　菅付　順一
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
宮崎県日向市新生町１丁目96番地
債務者　荒竹　直美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２７０号
宮崎県日向市大字塩見8333番地
債務者　川村　尚代（旧姓外園・溝渕）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２７５号
宮崎県延岡市大貫町２丁目2992番地
債務者　岩城　弥生
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２８０号
宮崎県日向市大字日知屋1383番地６
債務者　稲田　正太
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２８１号
宮崎県日向市大字財光寺644番地３
債務者　中武　政常
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２８６号
宮崎県延岡市西小路４番地９
債務者　甲斐　光徳
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２８７号
宮崎県延岡市西小路４番地９
債務者　甲斐　美樹（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部